

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 遺産分割協議がまとまらないとき

Q : 父の死後、遺産のうち何を誰がもらうかについて母や兄弟が何度も集まって話し合いましたが、なかなか話がまとまりません。

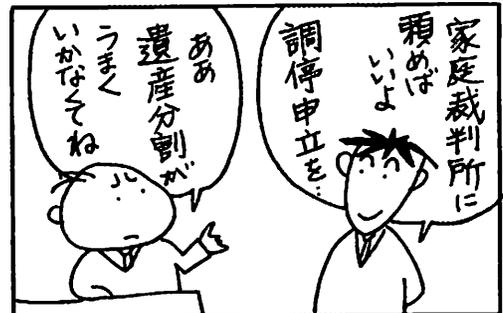
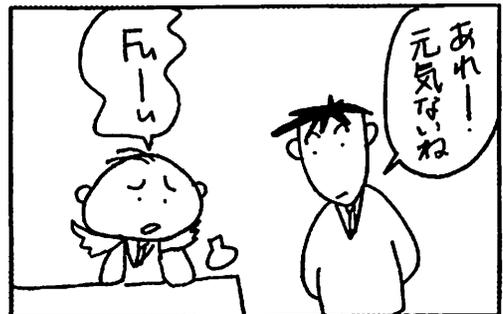
相続人間で遺産分割協議がまとまらない場合、何かよい方法はないでしょうか。

A : 家庭裁判所で分割の調停をする制度があります。

【解説】

相続人の話し合いで遺産分割ができないときは、家庭裁判所に遺産分割の調停申立をすることができます。調停というのは、裁判所の調停委員が取り持って話し合いを進める手続きです。通常月に1回程度の割合で調停期日が開かれます。調停では、各相続人から事情を聞いたり、あるいは場合によっては妥当な解決案を各相続人に示すなどして紛争解決へ向けて家庭裁判所が関与はするものの、最終的には相続人全員の話し合いによる合意が解決内容となります。この意味で遺産分割調停は、いわば家庭裁判所の監督下で遺産分割協議を行っているといえるかもしれません。

家庭裁判所の調停によっても分割の合意に達しない場合には、家庭裁判所が審判によって分割を命じます。審判というのは、家庭裁判所の裁判官が一切の事情をもとに遺産分割の方法を決めるものです。審判の場合は調停と異なり当事者の合意ではなく家庭裁判所の判断が紛争解決内容となり、その判断は強制力を持ちます。



KIMIYO・I